

自主的避難等対象区域外である宮城県伊具郡丸森町筆甫地区から避難した申立人らについて、自宅周辺が高線量であること等を考慮して、平成26年12月分までの避難費用等が、自主的避難等対象区域と同水準で賠償された事例。

1171

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3及び同X4（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

#### 1 損害項目

##### ア 平成23年分

ガイガーカウンター購入費用

##### イ 平成24年乃至平成26年分

（ア）避難費用（住居費用）

（イ）生活費増加費用（通勤交通費）

（ウ）避難雑費

##### ウ 本件和解仲介に関する弁護士費用

#### 2 期間

上記1アについて

平成23年4月5日

上記1イについて

自 平成24年1月1日

至 平成26年12月末日

### 第2 和解金額

被申立人は、第1項記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金4,527,592円の支払義務があることを認める。

（内訳）

##### ア 平成23年分

ガイガーカウンター購入費用 100,000円

##### イ 平成24年乃至平成26年分

（ア）避難費用（住居費用） 1,908,000円

（イ）生活費増加費用（通勤交通費） 995,720円

（ウ）避難雑費 1,392,000円

ウ 本件和解仲介に関する弁護士費用

131,872円

第3 支払方法

(省略)

第4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第5 清算

申立人らと被申立人は、第1項1記載の損害項目（同項2記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成28年3月16日

(仲介委員 橋本副孝)